本人確認書類についてP2①へ

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　　　米沢市長　殿

住　所

届出人

住　所

届出人

伐採者が土地所有者でない場合　P2②へ

土地の所有者の確認について　P3③へ

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の８第１項の規定により届け出ます。

　本伐採は届出者である（のうち）　　　　　　　　が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき　　　　　　　　が所有する立木）を伐採するものです。

１　森林の所在場所

|  |
| --- |
| 市 　 町  大字　　　　字　　　　　地番  　　　　　郡　　　　　村 |

境界の確認について　P4④へ

２　伐採及び伐採後の造林の計画

　　別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

|  |
| --- |
|  |

＜その他＞

・伐採面積について　P4⑤へ

・添付する図面について　P5⑥へ

・届出の内容に変更が生じた場合　P5⑦へ

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

【届出人の身分証明書添付の省略】

（　　　　　　　　　分）　　年　　月　　日付け届出で　　　　　　　　を添付済み

（　　　　　　　　　分）　　年　　月　　日付け届出で　　　　　　　　を添付済み

※過去の添付有無等不明な点がある場合は森林農村整備課に問合せてください。

＜市使用欄＞

（森林の土地の所有者の確認について）

* 登記簿で確認　　　　　　　　　　　　　　□ 林地台帳のとおり
* 森林の土地の所有者届出書提出済み　　　　□ その他の書類で確認

（境界確認を行ったことを証する書類について）

* 境界確認済み
* 第9条第4項第1号境界に接していないことが明らかな場合に該当し省略
* 第9条第4項第2号境界が明らかな場合に該当し省略

**添付書類や特記事項について**

①　本人確認書類の添付

（届出人が個人の場合）

過去の届出で

添付したことがある

どの届出で何を

添付したか分かる

法人である

届出書の注意事項の下の項目に記入

森林農村整備課に

問合せを行う

代表者の氏名や

規約等が記載されている書類　など

登記事項証明書

など

法人ではないが

団体ではある

運転免許証

健康保険証　など

はい

いいえ

※共有林の場合、代表者（届出人）の本人確認書類の添付だけで支障ありませんが、伐採を行うことについての共有者全員の同意書が必要になります。

　 事前に森林農村整備課にご相談ください。

②　伐採者が土地所有者ではない場合、伐採権原を有することが

分かる書類を添付

いずれか一つの原本または写しを添付

・立木の登記事項証明書　　・立木売買契約書　　・遺産分割協議書

・贈与契約書　　・伐採に係る同意書・承諾書

・伐採に係る受委託契約書　など

※ただし、伐採者が実務だけを受託し、土地所有者が単独で届出を行う場合は不要です。

③　伐採する土地の所有者の確認

伐採する土地を所有してはいるものの、登記を行っていない場合などは、以下のいずれかの書類の添付が必要になります。

伐採する土地を現に所有する者と登記簿の所有者が一致、または、不一致だが土地の所有者

届出書提出済み

相続により取得した

市が林地台帳または土地の所有者届出書を確認する

・土地の売買契約書

・「森林の土地の所有権について」　など

「森林の土地の所有権について」を添付

売買により取得した

所有者が変更と

なった経緯が分かる資料

はい

いいえ

④　境界の確認に関して

原則として、隣接する森林の土地の所有者と境界を確認する必要があります。

境界確認を行った場合は、確認日、立ち会った者の氏名を、伐採及び伐採後の造林の届出書備考欄に記入してください。

なお、以下により境界確認を省略できる場合があります。

境界と思われる

所から伐採箇所は離れている

隣接する土地との境界が明らかである

明らかな理由には該当しないが、

大体境界ではないかと思われる所は分かる

明らかである理由を届出書の備考欄に記入し、境界を搬出系統図に記入する

・谷や尾根等の地形により

・道路や柵等の地物により

・立木への標示や林相により　など

境界と思われる

所を搬出系統図に記入する

離れているといえるか市が判断する

隣接する森林の

土地の所有者と

境界の確認を

行い、その状況を記載した書類を添付する

隣接する森林の

土地の所有者と

境界の確認を

行い、その状況を記載した書類を添付する

はい

いいえ

⑤　伐採面積の記載に関して

・実際に伐採を行う面積を記入してください（区域の実測は要しません。）

⑥　伐採する場所が分かる図面の添付

■ポイント

・位置図及び区域図の添付が求められている

・図面の条件が明確に定義されている

「森林計画図を使用した搬出系統図」（主伐・間伐問わず）

■郵送やメールで伐採届を提出する場合は

森林農村整備課から搬出系統図用の森林計画図をお送りしますので、事前に森林農村整備課にご連絡ください。

なお、位置座標が必要な場合はその際お申し出ください。

2つのポイントを満たすためには・・・

⑦　届出の内容に変更が生じたら

■変更方法

・軽微な変更の場合

⇒既存の届出書の補正（森林農村整備課にご連絡ください。）

・それ以外の変更の場合

⇒改めて伐採を開始する90日から30日までの間に届出書を提出

（伐採方法を変更する場合など）

■注意点

軽微な変更の場合でも、伐採時期を明確にするという観点から、　伐採しない期間が90日以上となる場合における、伐採期間の延長はできません。

（例：《〇の場合》

　　　伐採期間をR5.4.1～R5.7.31としていた。伐採が完了しなかったので、R5.9.30まで延長する。⇒補正可

　　　《×の場合》

伐採期間をR5.4.1～R5.12.31としていた。12月に入り雪が降ってきたため、現場での作業を中断し、R6.5.15から伐採を再開したい。

　　　⇒冬期間は伐採をしないことになるため、伐採期間の延長ではなく、R6.5.15からの伐採届の提出が必要。⇒補正不可）